

日本口腔外科学会雑誌投稿規程

1. 投稿の資格、論文の条件

- 1) 著者は、日本口腔外科学会会員に限る。ただし、大韓口腔顎顔面外科学会会員、総会学術集会および支部学術集会における特別講演の演者など雑誌編集査読委員会で承認された場合はこの限りとし、また、著者は論文に直接関与したものにとどめ、10名以内とする。
- 2) 前項において、共著者の専門分野が口腔外科以外の場合、その者は初回投稿時に本会会員であることを要しない。ただし、当該論文の掲載が内定した時、当該共著者は入会等の手続きを行うものとする。
- 3) 原稿は和文とする。ただし、大韓口腔顎顔面外科学会会員については英文でも受付けることとし、原稿は別に定める英文投稿規程によるものとする。
- 4) 論文の内容は、口腔外科に関する総説、研究論文、症例報告、臨床統計、手術手技、調査研究、会員書簡などで、未発表のものに限る。
- 5) 研究論文以外の論文および二次出版論文については、本投稿規程のほか別に定める投稿規程によるものとする。

2. 患者プライバシー保護ならびに研究倫理

- 1) 臨床研究は、ヘルシンキ宣言の主旨にそったものとし、別掲の「医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針」を遵守し、所属施設の倫理審査委員会などで承認を得て、その旨を明記すること。
- 2) 動物実験は、所属施設の動物実験指針等に準拠し、倫理委員会などで承認を得て、その旨を明記すること。

3. 利益相反 (Conflict of Interest, 以下「COI」という。)

- 1) 論文の種別にかかわらず COI の有無について、論文末尾の「引用文献」の前に以下の記載例にならって記載し、開示すること。なお、論文初回投稿時、本学会倫理委員会の定める「日本口腔外科学会雑誌などの論文投稿に関わる利益相反 (COI) 自己申告書」(様式 3) を添付すること。
 - a) COI 状態がない場合: 「本論文に関して、開示すべき利益相反状態はない。」
 - b) COI 状態がある場合: 「本論文に関して、開示すべき利益相反状態あり。」

4. リポジトリ論文について

学位論文など各機関においてリポジトリ論文として既にインターネット上で公表されている論文については、原則として受け付けない。

5. 著者ならびに共同著者の誓約書提出

- 1) 本誌に投稿された論文の記載内容に対する責任を明確化するため、著者ならびに共同著者は論文投稿時に誓約書(別紙様式)を提出すること。

6. 研究論文の構成ならびに原稿の作成方法

- 1) 論文の構成は、表紙、標題(英文・和文)、抄録(英文・和文)、本文(緒言、対象・方法、結果、考察、結語、謝辞、利益相反(COI)、引用文献、写真・図の説明文、写真、図、表の順とする。
- 2) 研究論文の原稿の長さは、刷上り20頁以内(A4判用紙約50枚以内;表紙、抄録、本文、引用文献、写真・図の説明文、写真、図、表を含む)とする。ただし、写真や図表は2枚でA4判用紙1枚に換算すること。組写真は写真2枚でA4判用紙1枚に換算すること。
- 3) 原稿は、本学会ホームページに掲載の「投稿論文作成の手引」に従って、下記の要領で作成すること。
 - a) 原稿はワープロソフト(Microsoft社のWord[®]など)を用い、A4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとする。原稿の作成は、「投稿論文作成の手引」に記載の書式設定に従うこととし、本学会ホームページに掲載の「投稿論文ファイル様式」をダウンロードして作成すること。
 - b) 原稿は表紙のみを別に作成する。本文は、標題(英文・和文)、ランニングタイトルを第1頁として通し頁番号を原稿の下方中央に入れること。表紙、原稿作成後にはPDF形式に変換し投稿データとすること。なお、写真と図表は頁番号の記載を要しない。
 - c) 原稿の文字フォントは12ポイントの大きさとし、原則として日本語は明朝体(全角文字)、英数字はCenturyもしくはTimes New Roman(半角文字)を用いること。
 - d) 文章は口語体とし、医学専門用語以外の日用語は常用漢字で新かなづかいを用いること。また、用字用語については、別掲の『日口外誌』用字用語例ならびに「日口外誌の統一用語」に従い、外国の人名などはなるべく原語を使用すること。なお、使用する用語について編集査読委員会が修正を求めることがある。
 - e) 日本語のある学術用語は日本語で記載すること。学術用語については、日本歯科医学会編学術用語集(日本歯科医学界編、医歯薬出版、2008年11月発刊)あるいは日本医学会編医学用語辞典(日本医学会医学用語管理委員会編、南山堂、2007年4月発刊)に準ずること。口腔外科の専門用語については、口腔顎顔面外科学専門用語集(医歯薬出版、2011年9月発刊)に準ずること。また、身体各部を表わす用語は日本解剖学用語(日本解剖学会監修、日本解剖学用語委員会編、医学書院、2007年発刊)に準ずること。

- f) 論文の時制については原則として以下のようによること。
- ① 要旨 (Abstract) は過去形で記述する。
 - ② 検索材料と方法, 結果 (Material and Methods, Results) は過去形で記述する。
 - ③ 緒言, 考察 (Introduction, Discussion) は現在形で記述する。
 - ④ 図表の説明文は現在形で記述する。
 - ⑤ 計算や統計解析の結果は過去形で記述する。
 - ⑥ すでに出版された科学論文からの引用は現在形で記述する。
- g) 漢数字を含む名詞・形容詞・副詞などを除き, 数字はアラビア数字を用いること。
(漢数字例) 一部分, 二次う蝕, 第三大白菌, 十二指腸, 十数回
- h) 医薬品名の表記方法について
- ① 日本の医薬品として認可され販売されている医薬品名は一般カタカナ名 (JAN または INN) を用いる。
() 内に略語を記し, 次回以降その略語を用いることができる。
 - ② 未発売の薬品名は原則として英米綴りの一般名を用い, 普通名詞扱いとする。
 - ③ 商品名の記載が必要ならば, 最初に一般名が書かれたときに, 括弧内に登録商標表示 R または ® で示す。
- i) 年号表記は西暦とし, 単位記号は原則として国際単位系 (SI) を用い, 主なものは下記のとおりとする。なお, 本文, 図表, 英文・和文抄録では数値と単位の間には必ず半角スペースを入れること (° と % を除く)。
m, cm, mm, μ m, nm, cm², L, mL, dL, kg, g, mg, μ g, ng, mol, pmol, °C, % など。
- j) 写真・図は Microsoft 社の power point[®] で作成し, PDF 形式に変換する。表は同社の Excel[®] などで作成し, PDF 形式に変換する。余白に, 写真 (図・表) 番号を記載すること。なお, 写真は, 手札判 (約 9 cm × 13cm) 以上の大きさとし, 解像度はカラーは 400dpi 以上, モノクロは 600dpi 以上とすること。
- k) 病理組織像および免疫組織化学染色像を掲載する場合, 写真中にスケールバーを挿入すること。
- 1) 写真は, カラー印刷やトレースなどを希望する場合はその旨を用紙の余白に明記すること。また, 白黒印刷を希望する場合は, 投稿時においても必ず白黒写真を添付すること。
- 4) 表紙は別ファイルとし, 次の順序で各項目を記載すること。
和文標題・著者名, 英文標題・著者名, ランニングタイトル (30 字以内), 和文所属機関名・所属機関の主任者名, 英文所属機関名・所属機関の主任者名, 所属機関名は必ず公式の名称を用いること。なお, 英文著者名, 英文主任者名の表記は, 姓 (大文字) 名 (先頭のみ大文字) の順とする。(例) MINATO Jun-ichi
- 5) 論文投稿後, 著者が所属機関等を異動した場合は, 当該論文の採否にかかわらず, 新旧所属機関名等を併記した表紙を再提出すること。その記載方法については, 別途「投稿論文作成の手引き」等に定める。
- 6) 冒頭は英文標題・和文標題・ランニングタイトルのみとする。抄録は, 400 語以内の英文抄録とそれに対応する和文抄録を添付すること。抄録には目的, 方法, 結果, 結論の順に, その内容が判るように記載すること。英文抄録の末尾に, 5 語以内のキーワードを英語 (日本語) の順に記載すること。英語キーワードは固有名詞を除き小文字とする。
- 7) 本文中の写真・図・表の記載は, 文尾あるいは見出しの直後に括弧書きで入れること。また, 写真・図・表の挿入箇所は, 原稿用紙の右側余白に朱色で『←写真 1, 2』のように明記すること。

7. 引用文献の記載法

- 1) 引用文献は論文に直接関係あるものにとどめ, 本文中に右肩番号をつけて引用し, 文献番号が複数となる場合, (3, 4, 7), (6~9) のように記載する。本文末尾に引用順に記載する。初出の引用文献が複数の場合は, 文献の発行年代順に記載すること。
 - a) 引用文献が共著で 2 名の場合には連記し, 3 名以上の場合には最初の著者 2 名, 他とする。外国文献もこれに準じる。また, 外国文献の標題は文頭のみを大文字とし, 固有名詞以外の各単語は小文字とする。
 - b) 雑誌略名は, 本邦のものは医学中央雑誌刊行会編 医学中央雑誌略名表 (最新版), 外国のものは List of Journals Indexed in Index Medicus に準じること。外国雑誌の略名にはピリオドを付けないこと。
 - c) 歯科あるいは口腔外科に関連する国内学会誌の略名については, 別表に示す略名を用いること。
 - d) 原則として学会発表抄録の引用は避けること。やむをえず引用する場合も, 定期刊行物に抄録が掲載されているものに限り, 標題の後に和文では (抄), 英文では (Abstract) と付記すること。
- 2) 引用文献は原則として下記の要領に従って記載すること。
 - a) 雑誌の場合: 番号) 著者名: 標題, 掲載誌名 巻: 引用頁 (最初の頁 - 最後の頁), 発行年。
【例】 1) 武田泰典, 高田 隆: WHO による歯原性腫瘍の新たな組織分類とそれに関する上皮性嚢胞について。
日口外誌 53: 54-61, 2006。
【例】 2) Peters RA, Howe GL, et al: Oral cysts in newborn infants. Oral Surg 32: 10-18, 1971。

- b) 書籍の場合：番号) 著者名：標題；書名. 版数，書店名，発行地，発行年，引用頁（最初の頁-最後の頁）。
- 【例】3) 森 昌彦：X線ならびに放射線；近代医療の暁—歯科の未来を探求するために—。第1版，第一歯科出版，東京，2010，24-54頁。
- c) 分担執筆書籍の場合：番号) 著者名：標題. 編（監修）者名；書名. 版数，書店名，発行地，発行年，引用頁（最初の頁-最後の頁）。
- 【例】4) 小澤英浩，中村浩彰：破骨細胞の形態学。須田立雄，小澤英浩，他 編著；新 骨の科学。第1版，医歯薬出版，東京，2007，93-102頁。
- 【例】5) Gardner DG, Heikinheimo, et al : Ameloblastomas. In Barnes L, Eveson JW, eds ; WHO Classification of Tumours, Pathology and Genetics of Head and Neck Tumours. IARC Press, Lyon, 2005, p296-300.
- d) 電子版掲載文献（オンラインジャーナル）の場合：番号) 著者名：標題. 掲載誌名 卷：引用頁，発行年. 入手先. 参照年月日. (注)「卷：引用頁，発行年，入手先」などの情報がない場合は記載不要。
- 【例】6) Friedman SA and Preeclampsia : A review of the role of prostaglandins. *Obstet Gynecol* 71: 22-37, 1988. Available from : BRS Information Technologies, McLean, Va. Accessed December 15, 1990.
- 【例】7) Harrison CI, Schmidt PQ, et al : Aspirin compared with acetaminophen for relief of headache. *Online J Curr Clin Trials* January 2, 1992.
- e) Web サイト上の文献の場合：番号) 著者名：標題. Web サイトの名称. 卷：引用頁，発行年. 入手先 URL. 参照年月日. (注)「著者名，卷：引用頁，発行年」などの情報がない場合は記載不要。
- 【例】8) LaPorte RE, Marler E, et al : The death of biomedical journals. *BMJ* 310: 1387-1390, 1995. Available at : <http://www.bmj.com/bmj/archive/6991ed2.htm>. Accessed June 28, 2007.
- 【例】9) The number and rate of death by malignancy 2005. *Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare* Available at : <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/youran/data 18k/1-31.xls>. Accessed April 5, 2007

8. 校正ならびに掲載費用・別刷

- 1) 校正は原則として初校を著者校正とするが，校正中に原稿の字句を追加または削除したり，図および表の内容を変更してはならない。
- 2) 掲載費用は，掲載料・図版代とする。掲載料は刷上り3頁までを一律30,000円とし，これを越えた分は，1頁8,400円とする。図版代（写真・図・表）は実費とする。
- 3) 別刷の希望部数，校正，別刷の送付先および掲載・別刷料等の請求先を「投稿票」に明記すること。別刷は50部以上とし，その費用は著者の負担とする。

9. 原稿の投稿

- 1) 投稿の際は，本学会ホームページに掲載の「投稿票ならびに投稿前チェックポイント」の書式ファイルをダウンロード印刷の上，必要事項を記入したものを投稿論文に添付すること。
- 2) 原稿は，必要書類を1つのフォルダに入れ圧縮し（zip形式フォルダ），本学会の「電子投稿ウェブサイト」（<http://www.submit.jsoms.or.jp/index.html>）から「電子投稿手順」に従い投稿すること。
- 3) 原稿の問い合わせ先は，下記のとおりとする。
〒108-0014 東京都港区芝5丁目27番1号 三田SSビル3階
公益社団法人日本口腔外科学会内 雑誌編集査読委員会
Tel: 03-5422-7731, Fax: 03-6381-7471, E-mail: submit@jsoms.or.jp

10. 二重投稿について

- 1) 二重投稿が判明した場合には論文採択が決定された後でも掲載を取り消し，その旨を誌上で公表することがある。

11. 論文の採否ならびに著作権

- 1) 論文の査読は雑誌編集査読委員会で行うが，その採否および編集は同委員会に一任されたい。
- 2) 本誌に掲載された論文の著作権（著作権財産権，copy right）は本学会に帰属する。

12. 学術集会における発表演題について

- 1) 学術集会における一般演題の抄録原稿の記載方法は，その都度定められる応募要項ならびに本投稿規程および用字用語例などに従うこと。抄録本文の文字数は，原則として600字以内とする。
- 2) 学術集会における特別講演などの抄録原稿の枚数（写真，図，表を含む）は次のとおりとする。
 - a) 特別講演・教育講演など：1演題につき刷上り2頁以内（和文A4判4枚以内，英文1,000語以内）。
 - b) シンポジウム・ミニレクチャーなど：1演題につき刷上り1頁以内（和文A4判2枚以内，英文500語以内）。
- 3) 支部学術集会における発表演題については，抄録の提出を要しない。会長は，学術集会終了後3か月以内に「演題名，発表者氏名，所属施設名」を事務局に送付すること。

短 報 投 稿 規 程

- 1) 口腔外科に関する症例報告、臨床統計、手術手技、調査研究などは短報論文とし、著者は6名以内とする。
- 2) 論文の構成は、表紙、標題(英文・和文)、抄録(英文・和文)、本文(緒言、対象・方法[症例の概要]、結果、考察、結語、謝辞、利益相反(COI))、引用文献、写真および図の説明文、写真、図、表の順とする。なお、症例報告に限って結語を省略することができる。
- 3) 原稿はA4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとし、本規程ならびに日本口腔外科学会雑誌投稿規程に準じて作成すること。
- 4) 原稿の長さは、原則として刷上り5頁以内(A4判用紙18枚以内;表紙、抄録、本文、引用文献、写真・図の説明文、写真、図、表を含む)とする。
- 5) 200語以内の英文抄録とそれに対応する和文抄録を添付し、英文抄録の末尾に5語以内のキーワードを英語(日本語)の順に記載すること。英語キーワードは固有名詞を除き小文字とする。
- 6) 校正ならびに掲載費用・別刷、原稿の投稿、論文の採否ならびに著作権については投稿規程に準ずる。
- 7) 症例報告の論文投稿における留意点
 - a) 症例報告では、必要な病態写真がない場合は採択を見合わせることもある。
 - b) 特徴のない症例報告、臨床統計などは採択を見合わせることもある。
 - c) 一般化した医薬品・医用材料・医療機器の臨床応用や、複数症例の報告であっても単なる症例の集積では採択を見合わせることもある。
 - d) 病理組織学的診断が含まれる症例報告では投稿に際して、その記載内容についての専門性を持った病理医の確認を求める。そのため論文の共著者として含めるか謝辞に病理の氏名が記載されることが望まれる。
- 8) 論文投稿後、著者が所属機関等を異動した後に掲載内定した場合、当該論文における症例の公表等については、前所属機関長の承諾を得るものとする。

総 説 投 稿 規 程

- 1) 総説は、日本口腔外科学会雑誌編集査読委員会から投稿を依頼されたものに限るが、依頼のない総説論文も一般総説論文として投稿を受け付ける。
- 2) 論文の構成は、表紙、抄録(英文・和文)、本文(緒言、対象・方法、結果、考察、結語、謝辞、利益相反(COI))、引用文献、写真・図の説明文、写真、図、表の順とする。
- 3) 原稿は、A4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとし、本規程ならびに投稿規程に準じて作成する。
- 4) 原稿の長さは、刷上り8頁以内(A4判用紙24枚以内)とし、掲載費用などは本学会の負担とする。
- 5) 冒頭は表紙とし、次の順序で各項を記載する。
和文標題・著者名、英文標題・著者名、ランニングタイトル(30字以内)、和文所属機関名、英文所属機関名。
- 6) 校正、原稿の投稿、論文の編集ならびに著作権については投稿規程に準ずる。
- 7) 表紙に別刷の希望部数、校正・別刷の送付先を明記する。なお、著者には別刷50部を贈呈する。

会員書簡(Letter to the editor) 投稿規程

- 1) 著者は、日本口腔外科学会会員に限り3名以内とする。会員書簡の内容は、本誌掲載論文または口腔外科学全般に関するものとする。
- 2) 会員書簡の構成は、表紙、本文、引用文献の順とし、写真、図および表を含まないものとする。
- 3) 原稿はA4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとし、本規程ならびに投稿規程に準じて作成すること。
- 4) 原稿の長さは、刷上り1頁以内(A4判用紙3枚以内)とする。
- 5) 掲載料は一律10,000円を著者の負担とする。ただし、会員書簡への回答文の掲載料は無料とする。
- 6) 本誌掲載論文の内容に関する会員書簡の標題には、当該掲載論文名などを明記し、以下の例に準じて記載する。
和文標題例)「港 純一、他:口腔癌の治療法と予後に関する研究。日口外誌 57:〇〇-〇〇, 2011。」に関する疑義
英文標題例) Comment on "MINATO Jun-ichi, et al: Study on the treatment and prognosis of oral cancer. Jpn J Oral Maxillofac Surg 57:〇〇-〇〇, 2011."
- 7) 引用文献は論文に直接関係あるものにとどめ、投稿規程に準じて記載する。
- 8) 雑誌編集査読委員会は必要に応じて、当該論文の著者などに対し会員書簡への回答文を求めるものとする。会員書簡の採否および編集は本委員会に一任されたい。
- 9) 校正ならびに掲載費用・別刷、原稿の投稿、論文の採否ならびに著作権については投稿規程に準ずる。

二次出版 (secondary publication) 投稿規程

- 1) 日本口腔外科学会雑誌編集査読委員会は、二次出版論文として以下の規定を満たす論文の投稿を認める。
 - a) 著者は、日本口腔外科学会会員に限る。
 - b) 論文の内容は、口腔外科に関するものとし、一次出版物に掲載された論文内容ならびに写真・図・表の加筆・修正・変更は行わずそのまま日本語表記とすること。なお、二次投稿では緒言考察等は和文論文として理解できるように体裁を整えることは認められるが、結果並びに解釈についての内容の変更は認められない。
 - c) 一次出版論文は国外の専門性を持って査読される学術雑誌に掲載・刊行されたものに限り、また、インパクトファクター (JCR) を有する雑誌とする。国内の学術雑誌に掲載された外国語論文は認めない。
 - d) 一次出版側の編集責任者の許諾文書を PDF にし添付すること。許諾文書は著者が取得するものとする。
 - e) 一次出版論文の別刷もしくはそのコピーを PDF にし添付すること。
 - f) 一次出版論文の著者全員の署名と捺印を記載した「二次出版論文投稿承諾書」の PDF を添付すること。
 - g) 二次出版論文の投稿は、一次出版物の発行後とする。
 - h) 論文の構成ならびに体裁は、本規程ならびに投稿規程に準ずること。
- 2) 冒頭は表紙とし、次の順序で各項目を記載する。

和文標題・著者名、英文標題・著者名、ランニングタイトル (30 字以内)、和文所属機関名・所属機関の主任者名、英文所属機関名・所属機関の主任者名、二次出版であることを明記した脚注、の順に記載する。

【脚注記載例】本論文は、「一次出版論文の掲載雑誌名 巻：最初の頁ー最後の頁 発行年。」に掲載された論文「標題」を二次出版したものである。
- 3) 校正ならびに掲載費用・別刷、原稿の投稿、論文の採否ならびに著作権については投稿規程に準ずる。

(附則)

1. 本誌に掲載された論文を外国語による二次出版論文として、国外の学術雑誌等への投稿を希望する場合は、必ず本会事務局に連絡の上、雑誌編集査読委員会の許可を得ること。雑誌編集査読委員会に対する許可申請書の様式等は別途定める。
2. 本誌と大韓口腔顎顔面外科学会雑誌との二次出版については、2004 年 10 月 21 日、両学会間に協定が締結されており、これに従うものとする。
3. 本規程は 2011 年 8 月 30 日に改訂し、2011 年 12 月 21 日から施行する。
4. 本規程は 2012 年 9 月 3 日に一部改正し、施行する。
5. 本規程は 2014 年 2 月 25 日に一部改正し、施行する。
6. 本規程は 2014 年 10 月 16 日に一部改正し、施行する。
7. 本規程は 2014 年 11 月 25 日に改正し、2014 年 12 月 21 日から施行する。
8. 本規程は 2016 年 9 月 27 日に一部改正し、施行する。
9. 本規程は 2018 年 5 月 29 日に一部改正し、施行する。
10. 本規程は 2019 年 7 月 23 日に一部改正し、施行する。
11. 本規程は 2020 年 1 月 28 日に一部改正し、施行する。
12. 本規程は 2020 年 6 月 23 日に一部改正し、施行する。
13. 本規程は 2020 年 9 月 29 日に一部改正し、施行する。
14. 本規程は 2021 年 4 月 19 日に一部改正し、施行する。